

葛飾区環境審議会の概要

1 審議会の位置づけ

区の環境保全に係る総合的な計画である葛飾区環境基本計画に関する事項を調査審議するために区長の附属機関として設置する審議会です。

(設置根拠：葛飾区環境基本条例第 17 条)

2 議事の内容

環境基本計画の目標に係る進捗状況や各施策の取組状況について、ご意見をいただき、課題や今後の方向性等について審議します。

3 委員の構成

学識経験者のほか、区民、事業者などにより構成されます。

(1) 学識経験者 4 人以内

(2) 区民、事業者及び葛飾区長が必要と認める者 16 人以内

4 委員の任期

委嘱の日から 3 年間（令和 5 年 3 月 23 日～令和 8 年 3 月 22 日）

5 開催回数

年 2 回程度

6 会議の公開

審議会は原則として公開（傍聴可能）で行われ、審議会資料や議事録を区ホームページで公表します。

7 部会

審議事項に基礎的な調査検討の必要がある場合、審議会内に部会を置くことができます。